分　科　会	中３公民	郡　市　名	岡　　崎
提　案　者	岡崎市立六ツ美北中学校		成田　道俊

１　研究主題

仲間とかかわりながら、よりよい社会づくりへの参画をめざす社会科の授業
－３年「裁判員制度について考える」の実践を通して－

２　研究概要

⑴　研究主題の捉え

岡崎市の社会科部は、研究主題「仲間とかかわりながら、よりよい社会づくりへの参画をめざす社会科の授業」を受け、次のように主題を捉え、研究を進めることとした。

仲間とかかわりながら
「仲間」とは、共に学び合う学級の子どもたちだけでなく、学びを通してかかわる人たちもすべて含めたものを意味する。社会を構成するのは人である。よりよい社会づくりの参画のためには、仲間とかかわり合うことが礎となるべきであると考える。

よりよい社会づくり
「よりよい社会」とは、そこにかかわる人にとって幸せを感じられる社会（持続可能な社会）である。追究により社会の構造を認識し、自分なりの問題の解決が見えた先にあるのが「よりよい社会」であると考える。

参画をめざす
「よりよい社会」へ「参画する」という行動化だけをめざすのではなく、行動化への意識や意欲を高めたり、きっかけを作ったりする「参画していこうとする」姿や、社会とのかかわりに「思いをはせる」姿も参画と考える。

⑵　目指す生徒の姿

めざす生徒の姿を以下のように捉えた。

・課題意識をもって主体的に社会科の学びに取り組むことができる生徒
・課題に対して多面的・多角的に考察し、社会的事象の意味や背景、構造について理解を深めていく生徒
・自分の考えと仲間の考えのよさをそれぞれ生かしながら、主権者としてよりよい判断をしようとする生徒

⑶　研究の仮説と手だて

仮説Ⅰ　単元との出合いを工夫し、課題解決への意欲が持続できる単元計画を仕組めば、生徒は切実感ある課題意識をもって主体的に学びに取り組むことができるようになるだろう。

- **手だて①　単元との出合いの工夫**…実際に届く「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」を配付することで、生徒が切実感をもって裁判員制度と出合えるようにする。
- **手だて②　課題解決への意欲が持続できる単元計画**…生徒の意識が連続する課題を設定することで、課題解決に対して見通しをもって追究できるようにする。

仮説Ⅱ　生徒にとって必然的な交流の場を設定した上で、社会的事象に対する見方・考え方を働かせることができるように発問を工夫すれば、生徒は課題に対して多面的・多角的に考察し、社会的事象の意味や背景、構造について理解を深めていくことができるだろう。

- **手だて③　必然的交流の場の設定**…必然的交流とは、生徒が必然性をもって「交流したい」との思いを基に仲間とかかわり合う場のことである。課題解決のために、関係者から話を聞きたい。仲間がどう考えているか共有し、自分の考えに反映させたいという思いや願いを実現するための場を必然的交流と考えている。また、生徒同士の必然的な交流を仕組むために、生徒の考えを載せた座席表を配付し、交流前に仲間の考えを把握した上で誰の話を聞きたいか、考える場を設定する。
- **手だて④　社会的事象に対する見方・考え方を働かせることができる発問**…課題解決につながる追究活動を行った上で、教師の出として社会的な見方や考え方を働かせることができる発問を適切に行うことで、社会的事象の意味や背景、構造について理解を深めていくことができるようにする。

仮説Ⅲ　生徒自身が学びの姿を振り返り、価値づけることができるようにすれば、生徒は自分の考えと仲間の考えのよさをそれぞれ生かしながら、主権者としてよりよい判断をしようとすることができるだろう。

- **手だて⑤　自分の学びの姿を振り返り、価値づける活動の工夫**…課題解決を通じて深めた自分の考えを整理して書く活動を行うようにする。

⑷　研究単元の設定理由

令和４年４月の民法の改正に伴い、成人年齢の引き下げが実施された。裁判員裁判に参加できる年齢が 18 歳以上になるなど、主権者教育の重要性がますます高まっている。

本研究は、裁判の仕組みと働きについて取り上げて単元を構想した。その中でも、特に裁判員制度を学習の軸に据えて計画した。平成 21 年から始まった裁判員制度だが、制度開始時と比べてメディアに取り上げられる機会は減り、生徒たちが裁判員裁判について見聞きする場面が少ないところから、子供にとって遠い存在となっている。しかし、18 歳になれば自ずと裁判員候補者名簿に登録される可能性があり、将来的に裁判員裁判へ参加しなければならないかもしれないのである。

このような実態と社会情勢から、関心が薄らいでいる裁判員制度の是非について、廃止を含めてどう判断するべきかを考えていくことは、主権者意識を高め、多面的・多角的に思考することでよりよい社会づくりへの力を育み、参画をめざすために価値のある教材であると考えた。

学習を通して、生徒たちは、市民に司法参加が求められる意義や構造を理解し、当事者意識をもって裁判員制度を捉えることで、主権者としてよりよい社会づくりの力を育みたいと考え、本研究実践に取り組むこととした。

⑸　単元目標

・裁判の仕組みについて追究する活動や模擬裁判による評議を通して、裁判の仕組みや役割、裁判員制度の問題点について理解することができる。（知識及び技能）
・仲間と関わり合いながら裁判員制度の在り方について追究する活動を通して、司法制度への参加の意義や課題、公正な裁判の重要性について自分の考えをもつことができる。（思考力、判断力、表現力等）
・裁判の仕組みを追究したり裁判員制度の在り方を考えたりする活動を通して、当事者意識をもち、主体的に課題解決に取り組もうとする。（学びに向かう力、人間性等）

⑹　単元計画

段階	時間	学習課題	主活動（◆活動　●資料　■調査対象者）	本時の終末での生徒の考え	研究の手だて
つかみ見通す	1 2	裁判はどのような仕組みで行われるのだろうか	◆裁判の仕組みを把握する ◆裁判を行う意義について話し合う ●裁判員候補者名簿への記載のお知らせ（裁判員制度：www.saibanin.courts.go.jp）	裁判は人々の争いを解決したり人権を守ったりするために必要なのかな	① ②
	3	裁判員制度は必要なのだろうか	◆裁判員制度の長所と短所を把握する ◆単元を貫く課題を設定する	裁判に一般の人が参加して本当に正しい判断ができるのだろうか	① ②
		単元を貫く課題：**今後も裁判員制度を続けていくべきなのだろうか**			
関わり深める	4 5	模擬裁判を体験しよう	◆模擬裁判員裁判による評議を体験する ●模擬裁判台本：法教育授業補助教材「模擬裁判をやってみよう」 ■弁護士：鈴木大資さん、土屋悟さん	評議でみんなの意見を合わせるのが難しかった 自分の判断が他人の人生を左右することへの不安	③
	6	なぜ国民に司法参加が求められているのだろうか	◆資料の読み取りを行う ●パンフレット（「裁判員制度ナビゲーション」「よくわかる！裁判員制度 Q&A」）	市民目線での多面的な視点が司法に求められているんだね	④
	7	裁判員を経験された方はどのような思いで参加されていたのだろうか	◆裁判員を経験された方に聞き取り調査を行う ■裁判員経験者：松田さん	もし死刑を判断するような裁判だったら自分にできるのだろうか	③ ④
	8	検察官は裁判員裁判でどのような役割を担っているのだろうか	◆検察官の方に聞き取り調査を行う ■検事：松島太さん	検察官は裁判員にもわかりやすく立証するように努めているんだね	③ ④
	9	今後も裁判員制度を続けていくべきか、自分の考えをまとめよう	◆裁判員制度の存続について考えを構築する ●裁判員制度に関する保護者へのアンケート結果	市民の声を生かした考えや判断は必要だと思う 裁判員の負担が大きすぎるから廃止したほうがよい	③ ④
	10 **本時**	今後も裁判員制度を続けていくべきなのだろうか	◆裁判員制度の存続について話し合いを行う	よりよい裁判員制度にしていくためには、改善が必要なのではないか	③ ④
	11	私たちが納得できる裁判員制度を考えよう	◆よりよい裁判員制度にするための改善案を作成し、提案する	第二審以降も裁判員の判断が生かされてほしいな 裁判員制度の意義についてもっと知ってもらいたい	③ ④
振り返りつなぐ	12	学習を通してお世話になった方に思いを伝えよう	◆弁護士、裁判員経験者、検事の方へ手紙を作成する	被害者、被告人のための裁判という考え方を大事にして、今後も裁判や世の中の動きに関心をもちたい	⑤

単元の評価規準	
	・資料の読み取りや聞き取り調査から、裁判の仕組みや種類、役割について理解している。【知識・技能】
	・弁護士や検事などの専門家や学級の仲間との関わりから、裁判に関わる人々の立場を踏まえて、裁判員制度の在り方について考察し表現している。【思考・判断・表現】
	・裁判員制度をはじめとした裁判に関わる課題に対して、調べたことを根拠に主体的に課題解決に取り組もうとしている。【主体的に学習に取り組む態度】

３　研究の実践（令和３年 10 月 25 日から 11 月 16 日まで　岡崎市立竜海中学校での実践）

⑴　抽出生徒の設定

生徒Ａ…友達と明るくかかわれる生徒だが、授業は消極的で発言は多くない。しかし、ノートや授業の振り返りを見ると、課題に対して真面目に取り組むことができている。グループでの活動をはじめとした仲間との交流を通して、生徒Ａの取り組みや考えを広げて、自分の学びに自信がもてる姿を期待したい。
生徒Ｂ…授業中は、発言する姿も多くみられ、活発な面がある。しかし、友達の考えを取り入れたり、新しい資料を探して追究しようとしたりする姿はなく、一度考えをもつと、更新しようとする意志は見られない。学習に関わる仲間と出会うことで、自分の考えをよりよくしようとする姿を期待したい。

⑵　実践について

①　いかに単元との出合いを工夫し、課題解決への意欲が持続できる単元計画を仕組むか

第１時　もしも裁判員候補になったら・・・


写真１

第１時では、生徒に一人一人の名前を入れた「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」を配付し、裁判員制度と出合う場面を設定した。生徒たちは、突然の裁判所からの手紙に驚きや不安の声があがる中、手紙の内容を読み取り、将来的に自分自身も裁判員として選ばれる可能性がある事実を知った（**写真１**）。手紙を読んだ後、どう思ったか聞いたところ、**資料１**のような思いが互いにあることを共有した。人数の多かった不安感を抱いた生徒たちに「どうして不安なの？」と問いかけると、「裁判員って何をやるのか分からない」「裁判ってどうやって進めるのか知らない」という発言があったので、「裁判はどのような仕組みか」「裁判員制度ってどのような制度か」について追究していくことにした。

資料１
＜ラッキー派＞５人
・他の人にはできない経験
＜めんどうくさい派＞８人
・行くのがめんどうくさい
・時間がとられる　・興味がない
＜あせる派＞３人
・何かしたかなあ…。
＜不安派＞17 人
・何をするかわからない。
・裁判の知識がない。
・人の人生を左右させるかも…。
・見たくない証拠が…。
・悪いことをした人と同じ空間はいやだ。

生徒Ａは裁判に対する知識のなさや人の人生に関わる点から不安な気持ちがあるとまとめた。

生徒Ａの授業日記（第１時）
①【３】裁判員制度は一般の人が裁判を裁く側として参加することができるということが分かりました。
②まだ自分には裁判の知識がないことや、人の人生を左右させることができないものでもっと知識をつけてから利用（？）したいなと思いました。
生徒Ｂの授業日記（第１時）
①【３】裁判官だけではなく、民衆から意見を募れること制度自体はいい試みだなと思った。
②誰にでも裁判に出れる可能性があるんだなと思った。もし選ばれたら断ることはできるんですか？
※　授業日記中の①は裁判員制度についての自分の考え。①中の【　】内の数字は、裁判員制度に対して１が賛成、２がどちらかというと賛成、３がどちらかというと反対、４が反対を表している。②は授業を振り返り、思ったことや考えたこと。

第２時　裁判はどのような仕組みで行われているのだろうか

第２時では、第１時であがった課題の一つである「裁判はどのような仕組みで行われるのだろうか」について追究した。追究していく場面では、ジグソー法を取り入れ、「裁判の種類と三審制」「民事裁判」「刑事裁判」について分担して追究した。生徒Ｂは「裁判の種類と三審制」についてまとめ、スクールタクトを使って調べた内容を写真に撮り、グループで情報を共有した。

生徒Ａは、「民事裁判」と「刑事裁判」についてグループの仲間から分かったことを教えてもらい、理解が深まったようだ。また、生徒Ｂは、第１時の授業日記で市民の意見を取り入れることができる制度に対して「制度自体はいい試みだな」という思いがあったが、第２時では「裁判にはいろいろな決まりや仕組みがあるので、その中で決断を与える１人になることはやはり不安だ」と、仕組みを学習する中で不安な思いをもつようになったことが読み取れた。

生徒Ａの授業日記（第２時）
①【３】ＣさんとＤくんの意見を聞いて、民事裁判と刑事裁判では裁判の仕方に違いがあることが分かりました。また、民事裁判の裁判費用を裁判に負けた方が払うということを聞いて、裁判をふっかけられた人が負けてしまったら大変だなと思いました。
生徒Ｂの授業日記（第２時）
①【３】裁判にはいろいろな決まりや仕組みがあるので、その中で決断を与える１人になることはやはり不安だなと思った。公平な目で裁判を見るためにはやはり知識が必要だなと思った。なので、今のうちに最低限度の知識を養う必要があるなと思った。

第３時　裁判員制度は必要なのだろうか

第３時では、裁判員制度の仕組みを追究し、裁判員制度の必要性について話し合った。話し合いの冒頭では、Ｃ１やＣ２のように、裁判官だけでなく他の人の意見や見方も必要だという意見があがった。しかし、Ｃ３、Ｃ４、Ｃ９のように、裁判員制度そのものや参加する人の不安な気持ちから、必要ないのではという思いも浮き彫りになった。また、Ｃ８のように裁判長

資料３　第３時の授業記録
C1　僕は、必要だと思って、裁判官だけで決めてしまうよりは、他の人の意見があった方がいいと思いました。
C2　不安もある。だからどちらかというと必要で、国民の意見や見方も大切だと思う。
C3　どちらかというと必要ないと思って、やっぱり不安で裁判の内容がよく分からない人も多いのではと思いました。
C4　僕もＣ３さんと同じで、一般の人が入ることでスムーズに裁判ができなくなるんじゃないかと思いました。（中略）
C8　僕は、必要ないと思っていて、裁判長に決めてもらった方が納得がいくと思ったからです。それに一般の人に公開されているからそれを見ればいいんじゃないかなと思いました。
C9　私は、どちらかというと必要ないと思っていて、選ばれた人が不満ばかりではいい裁判にならないと思ったからです。（後略）

に決めてもらった方が納得いくのでは、という考えもあがった。そこで、「必要ではないと考える人がいるのに、どうして裁判員制度があるのか」と問い返したところ、生徒たちは悩んだり周りの生徒と相談したりする様子が見られた。これは、裁判員制度の意義や実態がつかめず、判断できないでいたためである。このような様子から、「今後も裁判員制度を続けていくべきなのだろうか」を単元を貫く課題として設定し、追究していくことにした。また、「裁判員制度の実際が分からない」といった声を受けて、次時で、裁判員裁判の模擬裁判を行ってみようと伝えた。生徒たちも「やってみたい」と積極的に模擬裁判の役割を立候補で決定した。

生徒Ａは、なぜ重大な犯罪についての刑事裁判が対象なのかという疑問と仲間の発言から裁判員の心理的な負担に気づいた。生徒Ｂは長期間かかるのではという点に問題意識をもった。

生徒Ａの授業日記（第３時）
①【３】裁判員裁判は重大な犯罪についての刑事裁判を行うと知って、なんで判決が大きくかかわる裁判に一般の人が参加するのかなと思いました。
②Ｅさんの「評議は必ず意見を言う」という話を聞いて、責任重大で心理的責任が大きくなりそうだと思いました。

生徒Ｂの授業日記（第３時）
①【２】ただ、司法側も選んでいるだけじゃなくて、裁判員制度にもちゃんとした狙いがいあり、丁寧で厳重に進んでいくものなんだなと思った。
②しかし、丁寧な分、裁判には長い時間（判決までの準備を含めて）がかかってしまうのではと思うので、これが解決しないと、身近なものにならないのではと思った。

②　いかに必然的な交流を仕組み、社会的な見方・考え方を働かせることができる発問を行えるか

第４・５時　模擬裁判を体験しよう

第４・５時では、模擬裁判を通して、裁判の進み方や裁判に関わる人の役割、裁判員の評議・評決を体験することで、国民が裁判員制度に参加することの意義について考えていけるようにした。また、この授業では、西三河弁護士会から２名の弁護士の方が同席し、助言をいただきながら進めていった。

資料４　模擬裁判の概要
事　例：コンビニ強盗致傷事件。コンビニエンスストアに強盗目的で入った男が金を奪い、店員は負傷した。
争　点：被告人は有罪にあたる行為を行ったかどうか
進め方：①審理を行う。
②評議を行う。裁判を傍聴していた人もグループに分かれて評議を行う。(計４グループ）有罪か無罪か、有罪の場合は量刑を決定する。
③判決を行う。
④弁護士の方から助言

資料５　評議後の判決
＜裁判官・裁判員＞　有罪（懲役６年）
・証拠（現金）は合理的に考えて認定。
・全治１か月のけがを負わせたことや被害金額が大きい。
＜１班＞　無罪
・証拠品は持っていても不自然ではない。
・バイクで音を立てて逃走するだろうか。
・動機も不十分
＜２班＞　有罪
・証拠品がすべて家にあるのは大きい。
・鈴木さんの証言は信用できる。
＜３班＞　無罪
・１つ１つの証拠はおかしくないが、「疑わしきは被告人の利益に」ということだから。

模擬裁判を始めるにあたり、弁護士の方から「無罪推定の原則」、「疑わしきは被告人の利益に」、「証拠裁判主義」について解説いただき、模擬裁判と評議を行う中で、話し合いの視点を示していただいた。審理（**写真２**）は、台本に基づいて行われ、生徒たちの演技により、裁判官、検察官、弁護人の役割を学ぶことができた。傍聴していた生徒も、内容を真剣に聞き取り、多くの生徒が自分の考えをもって評議に臨むことができた。


写真２


写真３

後半の評議（**写真３**）では、９人ずつの４グループに分かれて「被告人は有罪にあたる行為を行ったかどうか」を争点にして話し合った。特に議論が白熱したのが、証拠は被告人のものだと断定できるかどうかだった。店員の証言だけで被告人のものと決めていいか、班の中でも考えが分かれる場面が見られた。その後、多数決による評決を行い、理由を整理した。各班の判決は、**資料５**のように有罪が２班、無罪が２班となった。判決が分かれたことで、判断する難しさを実感する生徒が多くいた。弁護士の方からは、「証拠をどう捉えていくかで、被告人が有罪にあたる行為をしたかを判断していく。本当の裁判では、証拠があいまいにならないように確認をしっかりやっていく」と教えていただいた。

生徒Ａは、有罪だと考えていたが、他の仲間の話を聞く中で考えが揺らぐため、証拠に基づいた判断が大切だという思いをもった。また、多くの意見が加わることが大切と考えたため、【３】から【２】へと裁判員制度を続けていってもいいのではという思いに変わった。生徒Ｂもいろいろな視点で物事を見る大切さを感じ取り、それが司法が求めていることなのではという思いをもった。

生徒Ａの授業日記（第４・５時）
①【２】裁判員制度について模擬裁判を通して、より多くの意見が加わることは大切だと思ったので、裁判員制度にどちらかと言えば賛成かなと思いました。
②　実際に裁判したことによって、今まではっきりしなかった裁判の流れや話し合いについて学ぶことができました。裁判の評議をする中で自分は有罪だと思っていたけれど、無罪の人の話を聞く中でたしかに…と思ったりもしたので、あたえられた証拠をしっかり見直したりして深く考えられるといいなと思いました。

生徒Ｂの授業日記（第４・５時）
①【２】今日、実際に話し合いに参加してみて、いろいろな視点から物事を見ることで自分の思考の幅が広がるなと思ったので、「３」から「２」に変わった。人によってまったく意見が違うことが分かったので、司法はその「違い」を僕たちに求めているから司法参加が求められているんじゃないかと思った。（後略）

第６時　なぜ国民に司法参加が求められているのだろうか

模擬裁判を受けて、第６時では、「なぜ国民に司法参加が求められているのだろうか」という課題を資料から追究した。一人の生徒が、教科書の記述である「裁判の内容や手続に国民の良識が反映される。

司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることが期待されている。と書いてある。」と発言したが、「司法への信頼」について理解やイメージが沸かないという実態が見て取れた。そこで**「司法への信頼が高まるってどういうことだろう」**と発問し、裁判所からいただいたパンフレットを配付し、発問についてさらに追究していった。調べたことについて学級全体で発表し合う中で、**資料６**のようなやり取りが行われた。生徒Ａは、裁判官だけでなく「多角的な視点」が入ることで司法への信頼が高まるのでは、という考えを発表した。確かに納得いくが、まだ学級全体としてすっきりしない雰囲気があった。「司法への信頼」という言葉の捉えがあいまいで理解しきれていないかったことが原因だと考える。

その中でＣ７（生徒Ｆ）の生徒が、「専門家への信頼」と「判決への信頼」が上がることで、「司法への信頼」が高まるのではとの考えを発表した。この発言の後、もう一度全体で、Ｃ７の生徒の発言を取り上げることで、「国民にとって分かりやすい裁判が、判決への信頼が高まって、司法への信頼につながっていく」と捉えることができ、学級全体で**国民が司法に参加する必要性**について理解を深めることができた。

資料６　授業記録（第６時）

Ｔ　司法への信頼…司法への信頼が高まるってどういうことだろう？（この後追究活動）

Ｃ4（生徒Ａ）６人の裁判員の多角的な視点が入り、裁判内容がより深みがあるものになるのだと思いました。裁判官だけではない考えが反映されることは意味があるのではと思いました。（中略）

Ｃ6　社会に安定が取り戻せるようにするためにも、裁判員制度が必要なのかなと思いました。その方が、国民が参加した方が、もっと意見が反映できて、信頼が高まるのではと思いました。

Ｔ　なるほどね。それが国民の良識が反映されるってことなんだね。でもさ、司法への信頼が高まるっていうのはどういうことなんだろうね。

Ｃ7（生徒Ｆ）国民の司法に対する理解が、信頼が高まるになると思っていて、信頼って２つあると思うんです。一つが、裁判官、検察官、弁護士に対する信頼で、ただ、この人たちは難しい試験をして、（専門家に）なっているのですでに信頼が高いと思うんです。で、もう一つが判決に対する信頼で、裁判ってすごく分かりにくいと思うんですけど、模擬裁判をやって、一般の人でもわかりやすい裁判をしないと、分かってもらいえないんだと思って、だから、国民が参加した方が、分かりやすい裁判をしないといけなくなって、誰でも分かる裁判になれば、判決に対する信頼もあがって、司法に対する信頼も高まるんだと思います。

Ｔ　ちょっとまって。みんな分かった？・・・もう一回今の発言を整理してみようか。

そこで、単元を貫く課題である「今後も裁判員制度を続けていくべきなのだろうか」をどう追究していくか、生徒と計画した。生徒からは、「裁判員を経験した方など、裁判員裁判に関わる方に話を聞いてみたい」「大人にアンケートをとって裁判員制度についてどう考えているか聞いてみたい」との意見が出たので、追究していく際の計画に組み入れた。

生徒Ａは、生徒Ｆの発表から「司法への信頼」について納得できたようだった。生徒Ｂは、生徒Ｇの意見から、多角的な視点で事件を見ていくことが、平等な裁判につながるのではとの考えをもち、裁判員制度の必要性をより理解することができた。

生徒Ａの授業日記（第６時）

①②【２】Ｆさんの裁判に対する信頼という意見が、信頼を高めるとは書いてあったけど、具体的にどんな信頼かは、考えていなかったので、勉強になりました。

生徒Ｂの授業日記（第６時）

①②【２】Ｇさんの意見で、裁判所にいることで「あー」で終わらせることなく、多角的により深く事件を考えるきっかけが生まれるので、世論の関心の高さ、平等な裁判につながるなと思った。（後略）

第７時　裁判員を経験された方はどのような思いで参加されていたのだろうか

前時で、「裁判員制度に関わる人の話が聞きたい」とのことから、第７時では、必然的交流として、実際に裁判員を経験された松田さんをお招きし、聞き取りをした。概要は、**資料７**のとおりである。



写真４　裁判員を経験された松田さん

生徒Ａは、裁判官のサポートは安心だが、死刑などの判決を下す必要があるときの不安があることが読み取れる。また生徒Ｂは、松田さんへの聞き取りから、裁判員が参加することで世論も納得いくものになるのではとの考えをもつことができた。

資料７　松田さんからの聞き取りの概要

＜裁判員として参加された事件の概要＞

４０代の男性が仕事がうまくいかず、同僚に怒られてしまい、無断で欠勤してしまったことをきっかけに仕事に行けなくなってしまった。収入も減り、不安や苦悩から、アパートの自室に火を放った。自室の一部が燃えただけで、幸いけが人はいなかった。

被告人は、２０年前に一度、同じような放火事件を起こしており、執行猶予付きの懲役前科があった。しかし、今回の取り調べで精神的な病気があることも分かった。

＜やってみてよかったこと＞

・確率は0.01%。率直にやってみたかった。
・裁判がかなり近い存在となり、事件があると関心をもって調べるようになった。
・事件の結果や動機、被害者側の事情などさまざまなことを考えて判決を出していると分かった。

＜難しかったこと＞

・実刑か執行猶予を付けるか、被告の人生が大きく変えることになるのはプレッシャーだった。
・前科があることと、精神的な病気であることを考えて判断する場面では、議論が割れて大変だった。

生徒Ａの授業日記（第７時）

①【２】貴重な体験ができるのはいいことだと思ったし、裁判や法律に関する知識がなくても裁判官の人が教えてくれるので安心だなと思いました。でも自分がもし被告人を死刑にするのであれば、自分の意見で決めていいのか、もっともっと知識のある人がやった方がいいのかなと思いました。

②裁判員制度を経験した人に話を聞いて、「裁判は今後のことを考えるのではなく、今起きたことについて考える」という言葉にはっとしました。ついこれからのことを考えてしまいがちだけど、その後のことはその人次第なので考えすぎてはだめだなと思いました。

生徒Ｂの授業日記（第７時）

①【２】一般の人が裁判に参加することで裁判官だけの決定じゃ納得されにくいような刑を世論が納得しやすくなることにもつながるなと思った。

第８時　検察官は裁判員裁判でどのような役割を担っているのだろうか

第８時では、検事の方をゲストティーチャーとして必然的交流を図り、検察官における事件の捜査と裁判に関わる立場からお話いただいた。概要は、**資料８**に示したことである。聞き取りの中で、模擬裁判で話題になった「証拠に基づいた判断」に関わる内容として、実際の証拠として使われたコンビニ強盗未遂事件の防犯ビデオの映像を視聴した。生徒たちは、実際に裁判員にも分かりやすい証拠提示が行

われている事実をつかんだ。一方、証拠によっては残忍なものがあり、そのまま裁判員に提示できないものがあることや、画像を加工するなど工夫して提示することがあると分かった。

検察官の方から聞き取り、生徒Ａは「証拠が提示できなくて本来なったはずの判決よりも軽い刑になってしまうのでは」という不安を抱いた。この不安から、裁判員制度に対して【２】から【３】に変容した。また生徒Ｂは、検事の方の話を聞いて「裁判員に対して分かりやすく伝えるための工夫」があることを知り、安心できるものになっていると感じとった。



写真５
検事の松島さん

資料８　検察官の方からの聞き取りの概要
＜検察官の仕事＞
●証拠を収集して、証拠に基づいて、起訴不起訴をする。
・「捜査」…捜索差押え（ガサ）、現場検証、鑑定など
・「公判」…裁判で被告人が犯罪を行ったことを立証する。
＜裁判員裁判における検察官の役割＞
・「公判前整理手続き」…裁判で争う事実（争点）は何か、裁判官、弁護人とともにしぼる。（例：殺意はあったのか？）
・裁判員（一般の人）に検察官の立証を理解してもらうことが大事。
⇒理解してもらうための工夫が必要
　・争いのある証拠を提示したり、証拠を簡単にしたりして提出する。
　・最近は、防犯カメラ、スマホの解析の証拠が増えている。
　・請求する以外の証拠を開示する制度が広がった。

生徒Ａの授業日記（第８時）
①【３】検察の人の話を聞いて、刺激的証拠が出せないときがあると言っていたので、それだと証拠が提示できなくて本来なったはずの判決よりも軽い刑になってしまうのかなと思いました。
生徒Ｂの授業日記（第８時）
①②【２】検察の方も裁判員に対して分かりやすく伝えるための工夫をしていると分かった。裁判員制度によって裁判の仕組みが変わるのと同時に、弁護士や検察官の方の意識も変わっていっているんだなと思い、裁判そのものを分かりやすく、安心できるものになっていくなら、やっぱりいいんじゃないかなと思った。

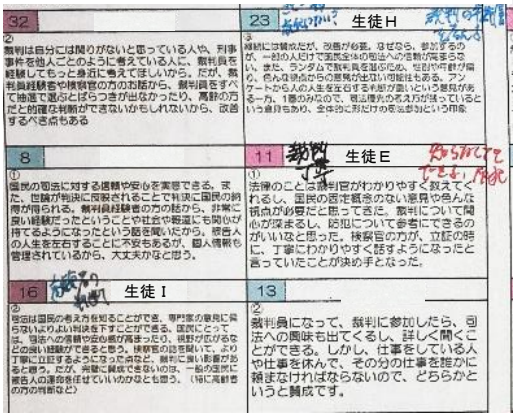
第９・10 時　今後も裁判員制度を続けていくべきなのだろうか

第９時では、これまでの学習を整理して「今後も裁判員制度を続けていくべきなのだろうか」について、自分の考えをまとめた。生徒Ａは、裁判員制度の良さを感じていたが、出せない証拠がある可能性からどちらかというと続けていくべきではないとの考えをもった。生徒Ｂは、分かりやすい裁判という点から、どちらかというと賛成という考えをまとめた。

生徒Ａの課題に対する考え（第９時）
【３】多くの意見を取り入れられるなどのメリットがあって続けるべきだと思っていた。しかし、（中略）検察官の人の刺激的証拠が提示できないという話をきいて、証拠を提示した方がその人の罪を知ることができるので、提示しないことはよくないと思った。被告人からしても知識のない一般人に決められるのは不安だと思う。
生徒Ｂの課題に対する考え（第９時）
【２】一般市民が裁判に参加することで、検察官・弁護士がわかりやすい裁判を作ってくれる。そうすることで、裁判を身近に感じやすくなり、司法に対する安心感の向上、ひいてはよりよい国づくりにつながるから。（後略）

生徒が「この人に聞きたい」との思いを基に仲間とかかわり合う必然的交流を取り入れることで、仲間がどう考えているか共有し、自分の考えに反映できるようにするため、一人一人の考えを記述した座席表を配付し、どの生徒に聞いてみたいか、確認する時間を設けた。生徒Ａは、**資料９**のように考えが近かったり共感したりできる意見は青色で、自分と違う意見は赤色でメモを書き、交流の時間に話を聞き、課題についての自分の考えを見つめ直そうと考えた。

資料９　生徒Ａの座席表メモ（一部）



第１０時では「今後も裁判員制度を続けていくべきなのだろうか」について話し合いを行った。

授業の前半は、前時の座席表を用いて必然的交流の時間を１０分ほど設定した。生徒Ａは、主に座席表の生徒Ｅ、生徒Ｈ、生徒Ｉと話をした。生徒Ｅからの質問に対して、生徒Ａは【３】のどちらかというと反対という立場で、「自分の意見で被告人の人生が大きく変わること」について考えや理由を伝えた。他の生徒もこの時間の中で、考えに共感する者同士で話したり、対立の考えをもつ生徒同士で話をしたりし、仲間がどう問題を捉えているのか話し合うことができた。

必然的交流の後、「考えが変わった人は？」と聞くと、３人の生徒が考えが変わった理由を交えて伝えた。**資料 10** のように生徒Ｅは、生徒Ａ、生徒Ｈ、生徒Ｉの話から「被害者への感情」「加害者の人生」「裁判員の選出」「改善の必要性」の視点を得た。それにより、裁判員制度に「賛成」から「どちらかというと賛成」へと変容が見られた。

全体での話し合いでは、後半で**資料 11** のやり取りが見られた。生徒Ａは【３】の考え

資料 10　授業記録（第 10 時）
Ｔ１６：変わったっていう人だけ（カードを）上げ続けて。（３人、上げたまま。）（中略）
Ｔ１９：どう？Ｅさん。
生徒Ｅ：はい。一番最初は、賛成だったんですけど（①番の札を上げる）、どちらかというと賛成になって（②番の札を上げる）、私は、生徒Ａさんと、生徒Ｈくんと話していたんですけど、あ、生徒Ｉさんも。話していたんですけど、私の最初の意見は、裁判院制度があることによって、国民の固定概念のない意見や、いろいろな視点からの考えを求めている・・・（中略）裁判員制度が丁寧になっていいな、っていう意見だったんですけど・・・。（中略）まず、生徒Ａさんの言っていた被害者の方への感情・・・加害者の人の人生を決めていいのか、というのと、他の人の意見に流されてしまったりしたらいても意味がないんじゃないかっていう意見と、生徒Ｉさんのランダムで無差別に選ぶっていう制度で、高齢の方とか意見を言うのが難しいなっていうことが起きたり、生徒Ｈくんの（中略）改善が必要なんじゃないかっていう意見から、どちらかというと賛成になりました。

もっていて、被告人の立場からすると、裁判の知識のない人が関わることが不安になるのではとの考えを伝えた。生徒Ｂは、話し合いの途中で、【２】から【３】へ考えが変わり、世論を取り入れるということだが、選出率の低さから司法に対する信頼が上がるとは考えにくいのでは、との考えをもった。それに対して、Ｃ36 は、分かりやすい裁判を行うことで、判決に対する信頼に結びついてくるのではという考えを伝えた。生徒Ａも生徒Ｂも、これまでの学習をもとに、被告人や国民の司法に対する信頼という視点をもって、自分の考えを構築している様子が見られた。

話し合いの終盤、板書を振り返り、本時の課題についてどう考えているかを伝え合った。Ｃ38 は、全体的には賛成だが改善が必要なのではという思いだった。生徒Ａも、【３】の立場は変わっていないが、改善をしていく上で、続けていくべきだという思いを明らかにした。生徒Ｂも、【２】という立場から、よりよい司法制度を整えていくためにも、意見を出して改善するのがいいのではという考えが表現されていた。

資料 11　授業記録（第 10 時）

生徒Ａ：わたしはどちらかというと反対で、（中略）被告人の人からしても、裁判の知識のない人にそういう感情が入っている意見とか他人に流されちゃっている意見で判決が決まるっていうのは、やっぱ不安なんじゃないかなって思いました。（中略）

生徒Ｂ：ぼくは、裁判員制度にはまず反対で・・・（中略）

Ｔ４４：変わった理由もふくめて知りたいな。

生徒Ｂ：昔の僕が、裁判員制度を取り入れる場合、世論を取り入れることにつながって、間違った判決を生みにくいって思ったんですけど、裁判員制度の選出率があまりにも低すぎて（中略）それは世論を取り入れるってことにはすごくつながるってことにはあまり考えにくいなって思って、そう考えると、やっぱりそこの部分がなくなると、裁判員制度の魅力がかなり失われるかなと思って。（中略）司法に対する信頼もあがるっていう面でも、この程度の人数だったら上がるっていうのも考えにくいので僕は③で、さっきの先生の質問に対しても、ぼくはあまり裁判員制度は向いていないのかなっていうか。

Ｃ36（生徒Ｆ）：今の生徒Ｂ君の意見を受けてなんですけど、確かに裁判員に選ばれている人は、そんなに多くないかもしれないですけれど、（中略）専門的な知識…言葉とかを少なくすることによって聞いている人全体が分かる裁判が作れることで、判決による信頼っていうのに…専門性に対するものじゃなくて、判決に対する信頼に結びついていくんだったらそれはすごいメリットなんじゃないかなって思いました。（中略）

Ｔ４７：なるほどね。今日のこの授業を振り返ってこの課題に対してどう思ったか、率直に書いて

Ｃ38：私は裁判員制度には全体的には賛成なんですけど、まだまだ改善するべき点があると思いました。例えば、裁判員候補になる人の人数を増やすとか、候補になったら手紙が来るじゃないですか。手紙を読んだだけで、裁判員になったらどうなるんだろうとかいうのを考えたりしたので、国民が裁判に興味を持つっていう点では、手紙が来たらクリアされると思うので、もうちょっと人数を増やすといいと思いました。（中略）

生徒Ａ：裁判が丁寧になるっていう意見に共感したり、これはどうなんだろうなっていう意見もあったので、人それぞれ違う意見を持っているので、それを裁判でも生かしていくなら改善をしていく上で、続けていくべきだなと感じました。

生徒Ａの授業日記（第 10 時）

②【３】裁判の学習を通して、メリットを見つける反面、デメリットを見つけました。またそのメリット、デメリットもいろいろな人の立場になって考えることができたのでよかったです。裁判に対する理解、関心が深まるように裁判員制度だけでなく、日常にも何か取り入れることが大切だなと思いました。

生徒Ｂの授業日記（第 10 時）

①②【２】ＥさんやＦさんの意見を聞いて、司法への信頼と個人への負担のつり合いが大切だなと思った。よりよい司法制度を整えていくためにも、国民の司法参加は必須だと思うので、みんなで意見を出して改善してやってみる。これが大切だと思った。

第 11 時　私たちが納得できる裁判員制度を考えよう

前時の話し合いから、裁判員制度に「改善が必要」なのでは、という意見があがったため、「納得できる裁判員制度」について考えていくことにした。生徒Ａと生徒Ｂは**資料 12** のように改善案を考えた。

資料１２	**生徒Ａの改善案**		**生徒Ｂの改善案**	
改善が必要なことどのように改善するか	参加する人の条件	裁判員制度を知ってもらう	参加する人の条件	分かりやすい裁判を
	・年齢、男女比について隔たりがないように	・対象となる裁判を増やす。 ・事前にアンケートをとる。	・色々な幅の世代からとるべき。（断りやすさ）	・検察官や弁護人が出す資料…裁判員が見られないものも、資料の説明はきちんと行う。
改善するとこうよくなる。	・男女や年齢の考えの違いの中でどちらの意見も尊重できる。 ・年齢応じた多角的な意見が反映できる。	・裁判員制度に参加できる人が増え、裁判に対する理解が深まる。	・「ちょっと…」っていう人がこないように。効率よく進む。	・公平な裁判になる。 ・検察、弁護人に負担がかかりすぎないように。

生徒Ａは、これらの改善案を学級の仲間と個別で話し合った。認知度や裁判員の負担軽減について考えを伝え合う中で、心理的なケアを大切にしつつ、対象となる裁判を増やせば、認知度が上がるのでは、と考えて改善案をまとめる様子が見られた。また、生徒Ａは【３】から【２】へと考えが変わり、みんなが参加しやすい裁判員制度になってほしいという願いをもった。生徒Ｂは、参加者の条件や分かりやすい裁判について仲間と話し合った。仲間と話したことで裁判員裁判の認知度が上がるように知ってもらう工夫が必要なのでは、との考えをもった。また、司法と国民のよい関係性が安心と信頼を与え、よりよい国（社会）にかかせないという思いをもっていることが分かった。

生徒Ａの授業日記（第 11 時）　★みんなが納得できる裁判員制度について

★裁判員制度を強制するのではなく、心理的なケアを大切にして、対象となる裁判を増やせば、殺人事件は関わりたくない人も参加でき、メリットがあるのではと思いました。

①②【２】改善できたら裁判員制度はみんなが参加しやすく、より多角的な意見が加えられるといいなと思いました。

生徒Ｂの授業日記（第 11 時）　★みんなが納得できる裁判員制度について

★僕は裁判員の方の負担が大きすぎず、認知度ＵＰが達成できるようなものがいいと思った。裁判員の選別に力を入れて効率的にして、認知度ＵＰにつながるものになってほしいと思った。

①②【２】認知度の向上と負担の軽減、２つのよい着地点を模索していくことがこれからの課題になるんじゃないかなと思った。司法と国民、２つがよい関係を保っていくには、国民の司法に対する関心、司法は国民に安心と信頼を与えることが大切だなと思った。２つの支え合いがよりよい国づくりには欠かせないと思う。

③　いかに生徒自身が学びの姿を振り返り、価値づけることができるようにするか

第 12 時　学習を通してお世話になった方に思いを伝えよう

これまでの学習から学んだことを踏まえて、お礼の気持ちを込めてゲストティーチャーの方に手紙を書いた。内容は以下のとおりである。なお検証は、４成果と課題の「仮説Ⅲについて」で行う。

生徒Ａ　弁護士の方への手紙	**生徒Ｂ　弁護士の方への手紙**
模擬裁判の中で、たくさんのアドバイスのおかげで学べることがありました。私は裁判官をしていて評議に参加していました。はっきりしていない証拠に対していろいろな見方を教えてくださったり、話し合いの中で、新しい疑問点を上げてくださったおかげで本物の裁判員制度を体験しているようで、より詳しく感じることができました。 特に、証拠裁判主義は、感情で動かないためのストッパーになっていて重要だなと思いました。私は、裁判員制度をどちらかと言えば続けるべきではないと考えています。理由は、裁判員制度の対象となる裁判が殺人などの重い罪です。その判断を一般の人がするのは、荷が重いのではないかと考えました。また被告人からしても裁判の知識のない人が自分の人生を決めるのは不安なのではと思いました。（中略）ですが、裁判員制度をすることによって、さまざまな年代の人の意見を取り入れられて、より多角的な裁判ができるという良い点もあります。なので、改善することによって、誰もが納得のいくものになるのではと考えました。私が考えた改善案は、裁判員制度の対象となる裁判を増やすことと、事前アンケートをとることです。（中略）ある程度裁判の内容を変化させることができるのかなと思いました。本当にありがとうございました。	裁判の進行の仕方や、弁護士、検察官の役割など、まだまだ裁判について知らなかった僕に一般的な裁判の常識やルールを丁寧に教えてくださいました。そのおかげで僕は、裁判員制度の継続の是非について自分の考えを持つことができるようになりました。僕は、裁判員制度については賛成です。一般の人の意見を一部でも取り入れることは、世論に耳を傾けることにつながり、正しい判決につながると思うし、国民によりそう姿勢が信頼になると思うからです。しかし、学習を通して、裁判員制度のマイナス部分も知ることができました。一般の人にもわかるような裁判を展開する大変さ、国民全体の 0.01%ほどしか選ばれず、負担に見合う意味があるかなどです。本来の目的である「認知度 UP、信頼感の上昇」のためには改善する必要があるところが見えてきました。負担の軽減と認知度の向上、この２つにより改善されていくと感じました。参加する人を選ぶときに国民全体の中の年齢や性別などに偏りがないようにしつつ、裁判がやりやすい状態を作ればいいのではと考えました。これを行えば、若い人の参政率低下をとめることにつながる制度だと思います。いい所は残しつつ、悪い所は改善して、よりよい制度を作っていけたらと思います。今回はありがとうございました。

４　成果と課題

⑴　成果について

仮説Ⅰについて

実際に届く「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」を配付することで、生徒は**資料１**のように切実感をもつことができた。身近ではない司法と生徒をつなげることができ、手だて①は有効であったと考える。また、**資料３**の「裁判員制度は必要なのだろうか」についての話し合いを通して、単元を貫く課題を設定した。生徒たちは、課題解決に向けて意欲に活動することができ、目標からずれることなく、追究活動を続けることができた。よって手だて②は有効であった。

仮説Ⅱについて

生徒の思考の流れをもとに、弁護士の方の助言に基づいた模擬裁判（**資料４**）や裁判員に参加した方（**資料７**）や検察官の話（**資料８**）など、裁判に関わる方から直接話を聞く機会を多く設定した。この機会を通して、生徒たちは、裁判に関わる方の立場を意識した追究活動を行うことができた。また、裁判員制度について、自分の考えをもった上（**生徒Ａ・Ｂの課題に対する考え（第９時）**）で生徒のニーズに応じて、必然的交流を設定したことで、座席表を基に他の仲間の考えを把握（**資料９**）し、必然性ある相手としっかり意見を交わすことができた。その結果、**資料 10** のように生徒Ｅは、生徒Ａなど聞きたい相手から考えの理由などを詳しく聞くことができ、考えの再構築を図ることができた。生徒Ｂについては、授業日記中の「実際に話し合いに参加してみて（**第４・５時**）」「Ｇさんの意見で（**第７時**）」「ＥさんやＦさんの意見を聞いて（**第 10 時**）」など、仲間とかかわる中で思考の更新で変容の違いが見られるようになった。よって手だて③は有効であったと考える。また、第 6 時では、「司法への信頼が高まるってどういうことだろう」という発問に対して、**資料６のＣ７の発言**のように、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論と関連付けて広めたことで、学級全体で裁判員制度の意義を理解することできた。第 10 時の課題に対して学級全体で話し合う場面では、追究活動から得た情報を比較し、裁判に関わる人々の相互関係を捉えたことで、多面的・多角的な考察に基づく発言が多く見られた。**資料 11 のＣ38 や生徒Ａ、生徒Ｂの第 10 時の授業日記**のように、裁判員制度の意義や背景を踏まえたうえで、裁判員制度の改善の必要性の視点を取り入れて思考を再構築していく姿が見られた。これらの生徒の姿から、手だて④は有効であった。

仮説Ⅲについて

これまでの学習を振り返り、お世話になった方へのお礼の手紙を書く場面（第 12 時）では、生徒Ａ、Ｂともに、根拠をもって自分の考えを明確にした上で、改善の必要性とその考えを整理してまとめることができた。このような考えがもてたのは、課題に対して生徒らが望む必然的な資料と人との出合いがあり、仲間とかかわり合う中で、相手の考えをさらに自分の考えに取り入れ（**生徒Ａ、Ｂの授業日記（第 11 時）**）、より多くの人が納得のいく制度を作ろうとする姿があったためである。これらは、本単元の学習を通して、主権者としての当事者意識の高まりがあったから見られる行動や記述であると捉えている。よって手だて⑤は有効であったと考える。

⑵　課題について

- 手だて③において、必然的交流をさらに充実したものにするため、座席表に載せる内容を精選し、話を聞きたい理由を明確にして対話できるようにすることで、必然性を高めていきたい。
- 関わり深める段階の追究活動において、「他国の司法制度」を加えることで、他国と比較した日本の裁判員制度の実態を見る空間的な広がりと、近代的な司法制度の変遷を見つめる歴史的なつながりをつかむことができるようにして、主権者意識の必要性をさらに意識できる場面を創出していきたい。